

鉏路地区吹奏楽コンクール審査内規

平成24年7月7日 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、鉏路地区吹奏楽コンクール実施規定第4条及び第5条の規定に基づく審査及び判定等の必要な事項を定めるものである。

(審査員の人員)

第2条 審査員の人員は、7名とする。

(審査)

第3条 審査員は、以下の方法により審査を行う。

- (1) A編成にあっては、課題曲における技術及び表現並びに自由曲における技術及び表現の4つの観点項目を各10段階で評価する。
- (2) B・C編成及び小学校にあっては、自由曲における技術及び表現の2つの観点項目を各10段階で評価する。

2 審査員は、吹奏楽コンクール審査票に各観点項目別評価点数及び講評を記入する。

(集計)

第4条 審査係は、以下の方法により得点の集計を行う。

- (1) 前条第1項第1号又は同第2号で付した観点項目別評価点数を審査員毎に合算し、審査員別得点を算出する。
- (2) 審査員7名の審査員別得点を比較し、最も高い審査員別得点と最も低い審査員別得点を除いた5名分の点数を合算して総合得点を算出する。

(判定)

第5条 審査係は、前条第2号に規定する総合得点に基づき、以下の方法により金・銀・銅の各賞を判定する。

- (1) A編成にあっては、総合得点が150点以上を金賞、149点以下90点以上を銀賞、89点以下を銅賞とする。
- (2) B・C編成及び小学校にあっては、総合得点が75点以上を金賞、74点以下45点以上を銀賞、44点以下を銅賞とする。

(代表団体の選定)

第6条 審査係は、総合得点の高い順に、最上位から鉏路地区吹奏楽コンクール実施規定第5条第2項の規定に基づく当該部門及び編成の代表団体選出数までの団体（以下「代表圏内団体」という。）を代表として選定する。ただし、代表圏内団体が代表団体選出数を上回る場合には、総合得点が同点の代表圏内団体を対象に、審査員7名による記名式の決選投票を実施して代表を選定するものとする。このとき、審査員別得点の高低比較により優劣が判断できる場合には、当該審査員の投票を省略することができる。

(各賞及び代表団体の決定)

第7条 理事長は、第5条及び第6条の結果に基づき、各賞及び代表団体を決定する。

第8条 理事長は、判定に問題が生じた場合には審査員の意見を参考にして、その取扱いを決定するものとする。